



茨城県警察では、性別や年代、時間制約の有無等を問わず、全ての職員が、いかなる環境下においても、責任と誇りを持って生き生きと働ける職場環境を確立するため、次の取組を推進しています。
【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項及び第21条、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第6項の規定に基づき公表しています。】

1 働き方改革

重点取組:時間外勤務の縮減の定着化

● 数値目標:職員の一人当たりの年次休暇取得日数「年間14日以上」

達成状況	令和6年	令和7年
平均取得日数	13.9日	14.3日

※【令和7年】夏季休暇平均取得日数:4.9日

➤ 数値目標に定める日数未満の職員の割合

数値目標に定める 日数未満の職員の割合	令和6年	令和7年
14日未満	45.1%	43.0%

● 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの時間外勤務の時間数

管理的地位にある 職員以外の職員	令和6年	令和7年
平均時間外勤務時間	18.7時間/月	19.3時間/月

※【令和7年】警察本部:15.7時間/月、警察署:21.4時間/月

主な取組

- ◆ 若手職員のワークライフバランス推進や、キャリア形成を支援する取組として、新婚の職員を対象としたライフサイクルプラン研修を実施しています。
- ◆ 紙や対面で行っていた従来の業務プロセスを見直し、資料のペーパーレス化、会議や研修会のオンライン化を推進し、業務の合理化を図っています。
- ◆ 通常の勤務時間のほか6区分の時間帯で勤務できる早出遅出勤務制度、育児・介護を抱える職員等のワークライフバランスの実現や公務能率の向上を図るフレックスタイム制を導入しています。
- ◆ 年次休暇や夏季休暇等の計画的取得を促し、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めています。
- ◆ 職員の時間外勤務を前提とした勤務形態を解消するとともに、事務処理時間を確保し、適正な審査業務を推進するため、窓口業務の受付時間短縮を実施しています。
- ◆ 育児・介護のために時間的、場所的制約のある職員や、障害のために日常生活・社会生活上の制約のある職員がその能力を十分に発揮することができるようテレワーク(在宅勤務、サテライトオフィス勤務)の運用を実施しています。

2 子育てや介護と両立して活躍できるための改革

重点取組:男性職員の仕事と家庭生活の両立の促進

● 数値目標:男性職員の配偶者出産休暇(3日)育児参加休暇(5日)の完全取得

※配偶者出産休暇:妻の出産にあたり入退院の付き添い等のために通算3日の範囲内で取得可能な休暇(令和6年4月の改正で、取得可能日数が5日に拡大。数値目標は改正前の日数で設定)

※育児参加休暇:妻の出産にあたり生まれた子の世話などのために通算5日の範囲内で取得可能な休暇

達成状況	令和6年中	令和7年中
8日完全取得率	57.1%	58.7%
平均取得日数	7.6日	7.8日

※「8日完全取得率」は、当該年中に妻が出産した職員に占める、翌年の公表前調査時点での8日完全取得した職員の割合。令和6年4月1日以降に出生した子に係る休暇は、8日以上取得した者を「8日完全取得率」に計上。

➤ 分布状況

配偶者出産休暇及び育児 参加休暇の合計取得率・取 得日数の分布	令和6年中	令和7年中
合計取得率	99.6%	100%
5日以上取得率	92.9%	93.3%

主な取組

- ◆ 職員が、仕事と育児・介護を両立するために利用できる休暇や各種支援制度についてまとめた「両立の手引」を作成しています。また、休暇や制度の利用促進のための啓発資料を作成し、男女が共に家事、育児及び介護をしながらキャリア形成を続けられる職場環境づくりに努めています。
- ◆ 育児休業等取得計画表の早期提出(配偶者の出産予定日の4か月前まで)により、組織全体で男性職員の育児休業等の取得を促進しています。
- ◆ 子が生まれた男性職員に対し、2週間以上の育児休業等の取得を推奨しているほか、部内機関誌に育児休業取得者数の推移や利用できる制度等の情報を掲載し、男性の育児休業等の取得を促進しています。
- ◆ 育児休業を取得した職員の代替措置として、育児休業に伴う任期付職員を採用し、職員が安心して育児休業を取得できる職場環境の整備に努めています。
- ◆ 育児休業を取得した職員に対して、定期的な面談や職場の情報提供を行っています。また職場復帰前には、復帰後の希望業務や勤務地を確認するなどして、円滑な職場復帰を支援しています。
- ◆ 育児休業等を取得した警察署の警察官の業務を支援するため、警察本部職員を支援要員として派遣し、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進しています。

